

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">平成23年度業務実績評価の具体的取組について（案）</p> <p style="text-align: right;">平成24年5月〇日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会</p> <p>平成23年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。</p> <p><b>「第1 基本的な視点」関係</b> 1-1 次の点について特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価</li> <li>● 過去の実績等をも踏まえた的確な業績水準の判断</li> <li>● 法人のミッション遂行に向けた取組の効率性、生産性等及びサービスの質の向上を促すアプローチ</li> <li>● 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ</li> <li>● 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価</li> </ul> <p><b>「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係</b> <b>「1 政府方針等」について</b> 2-1 次の点について特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況</li> <li>● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況</li> <li>● 平成22年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）</li> <li>● 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ</li> </ul>	<p style="text-align: center;">平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 26 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会</p> <p>平成 22 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこととする。具体的な取組に当たっては、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下の内容を「2 内部統制」の次に記載）</p> <p><b>3 その他</b> 以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況</li> <li>● 上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況</li> </ul>

(新)	(旧)
<p>「3 保有資産の管理・運用等」について</p> <p>2-3-1 基本方針に基づき不断の見直しが求められている保有資産について、法人による以下の取組に特に留意する。</p> <p>(実物資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ</li> <li>● 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 利用実態の把握状況、II) 利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況</li> </ul> </li> </ul> <p>(金融資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの</li> <li>ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの</li> </ul> </li> </ul> <p>2-3-2 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況</li> <li>● 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況</li> <li>● 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況</li> </ul> <p>「6 内部統制」について</p> <p>2-6 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意する。</p> <p>また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。</p> <p>(注) 法人の長の取組に関する評価については、これまでに当委員会が示した二次意見における留意点等を踏まえるものとする。</p>	<p>1 保有資産の管理・運用等</p> <p>平成21年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性(平成22年11月26日関係府省あて通知)又は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組</li> <li>● 実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し</li> </ul> <p>2 内部統制</p> <p>2-1 平成21年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会はこれを基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</li> <li>● 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。</li> </ul> <p>2-2 内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。</p>

(新)	(旧)
<p>「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について 2-9 自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を注視する。</p>	<p><b>3 その他</b> 以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成22年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況</li><li>● 上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成21年度業務実績評価における指摘事項への対応状況</li></ul>

## 平成23年12月9日に府省評価委員会あてに通知した二次評価意見の例

### 【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化) (略)

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、①被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、②震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

平成 24 年 3 月 23 日  
行政改革実行本部決定

## 独立行政法人が支出する会費の見直しについて

独立行政法人からの高額・不明朗な支出が公益法人等に対する会費という名目・形式により行われているのではないかと、との指摘がこれまでになされていることを踏まえ、その適正化・透明性を強化する観点から、平成 24 年度以降、以下の見直しを行うこととし、各大臣は、所管する独立行政法人に対し、下記 1～3 の事項を徹底するものとする。

### 記

#### 1. 見直しの基本原則

- 独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費（注）の支出は行わない。
  - 真に必要があって会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれにより得られる便益に見合っているかについて精査する。
- （注）名目の如何を問わず会費に類する支出を含む。

#### 2. 会費の見直し・点検

- 各独立行政法人は、会費を支出しようとするときは、以下の観点から必要性を厳格に精査し、支出の是非を判断する。
  - ・当該独立行政法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか（特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの）。

- ・当該独立行政法人に、会費の支出に見合った便益が与えられているか。
- ・会費を支出する場合であっても、金額・口数・種別等が必要最低限のものとなっているか（複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費については集約できないか）。

○各独立行政法人の監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行う。

### 3. 会費支出の公表

○各独立行政法人は公益法人等に対し会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項を公表する。

### 4. 所管府省による点検等

○各所管府省は、各独立行政法人における会費の支出の見直し及び公表の状況について点検を行い、不十分と認められる場合には改善を求めるとともに、改善が図られない場合は、運営費交付金の削減も含む措置を講ずる。

○内閣官房は、各府省に対し各独立行政法人における上記の取組の改善に向け、必要な場合には適切な措置を執ることを求める。

# 独立行政法人の職員宿舎の見直し計画

〔平成24年4月3日  
行政改革実行本部決定〕

独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「平成22年基本方針」という。）に基づき、そもそも保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証するとされ、個別の法人についても、不要資産の国庫納付等の措置を講ずることとされている。また、個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各法人は自主的な見直しを不断に行うこととされているところである。

昨年末、国家公務員宿舎について削減計画が取りまとめられ、更なる削減努力を行うこととなったことも踏まえ、独立行政法人の職員宿舎についても、改めてその必要性を厳しく見直す必要がある。

このため、以下のとおり職員宿舎の削減に向けた取組を進めることとする。

## 1. 基本原則

- 宿舎は、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定し、主として福利厚生（生活支援）の目的での使用は行わない。
- 職務上の必要がある職員に限り、宿舎に入居することができる。

## 2. 職務上宿舎への入居が認められる職員の類型

職員宿舎に入居が認められる職員は以下の5類型とし、これを踏まえ、各法人ごとに真に業務のために必要な宿舎戸数を精査する。

- ① 離島、山間へき地に勤務する職員
- ② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員
- ③ 居住場所が勤務場所の近接地に制限されている職員
- ④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府と連携して迅速な対応が求められ、緊急参集する必要がある職員
- ⑤ 交代制勤務等により深夜・早朝における勤務を強いられる職員など、職務遂行上やむを得ず当該宿舎に入居させる必要があると認められるもの

## 3. 廃止方針等

上記2.において得られる必要な宿舎戸数への削減を実現するため、以下の方針により職員宿舎の削減等を行うこととする。

### (1) 廃止方針

廃止する職員宿舎の選定等に当たっては、以下の方針を基本とする。

- ① 千代田、中央、港3区に所在する宿舎は、緊急参集要員等が入居するものを除き、廃止する。

- ② その他の都心（概ね山手線内）に所在する宿舎については、老朽化し耐震性等に問題があるものは、緊急参集要員等が入居するものを除き、建替等を行わず、廃止する。
- ③ 上記①及び②以外の宿舎については、耐震性、効率性（法定容積率の利用率）、規模（戸数）、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎を選定し、廃止する。

## （２）その他の宿舎に係る方針

上記（１）の廃止方針に該当しない宿舎についても、上記２．において得られる必要な宿舎戸数への削減を実現するため、以下の方針に基づき、個別に検討を行う。

- ① 保有又は借上げのいずれとすべきか、集約化すべきか等についてコスト比較等を行い、有利と判定された措置を講じる。その際、老朽化し耐震性等に問題があるものについては、耐震改修等を行うことを含めてコスト比較等を行う。
- ② コスト比較等の結果、集約化による建替を行う場合、従来宿舎が存在しなかった土地において新規に宿舎を建設することは原則行わず、最低限の現地建替を行う。また、宿舎の廃止、建替等に当たっては、地元自治体等の意向を尊重する。

## （３）その他の方針

- ① 今後、役員等幹部用の宿舎の建設は行わない。既存の幹部用宿舎についても、老朽化したものから順次廃止する。
- ② 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、継続使用し、必要に応じ、追加の提供を行う。
- ③ 基本方針において講ずべきとされた宿舎見直しに係る措置については、可能な限り実施時期を前倒しして、引き続き着実に実施する。
- ④ 平成 22 年基本方針、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）等による事務・事業や組織の改廃を踏まえ、随時、職員宿舎についても見直しを行う。

## 4. 宿舎使用料

国家公務員宿舎の宿舎使用料に係る考え方を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係る費用に概ね見合う収入を得られる水準まで引上げを行うこととし、具体的な引上げ幅については、国家公務員宿舎の宿舎使用料や個別宿舎に係る検討等を踏まえ、また、関係者の理解を得られるよう努めた上で、個別宿舎毎に決定する。

## 5. 今後の進め方

- 本計画に沿って見直しを進め、年内を目途に具体的な実施計画を取りまとめて公表し、着実に実施する。
- 実施計画に基づく措置は、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後 5 年以内を目途に講じる。



行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（抜粋）

（平成24年4月13日国会提出）

第三款 国有資産等に関する分野

（未利用又は利用の程度が低い国有地等の売却等及び国庫納付の  
活用に係る措置）

第二十二條 未利用又は利用の程度が低い国有地（国家公務員の宿  
舎の削減に伴うその跡地を含む。）その他の国の保有する資産（株  
式を除く。）及び独立行政法人の保有する資産については、平成二  
十八年度末までの間に、売却、運用その他の措置（以下「売却等」  
という。）による収入の合計額が五千億円以上となることを目安と  
して、不動産市場の動向等を踏まえつつ、必要な措置を講ずるほか、  
独立行政法人通則法第四十六條の二第一項から第三項までの規定  
による国庫への納付を活用するものとする。

<運営費交付金債務と欠損金との相殺により留保された資金の国庫納付を指摘された例>

○決算検査報告(平成23年11月会計検査院)(抜粋)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科	目	⇒ (小規模企業共済勘定) 現金及び預金
部	局	等 ⇒ 独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
独立行政法人における運営費交付金の概要		
⇒ 独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金		
第1 期中期目標期間中に交付を受けた運営費交付金の総額		
⇒ 221 億 7434 万余円(平成16 年度～20 年度)		
上記に係る精算収益化額に相当する額の資金で国庫納付すべき額		
⇒ 8307 万円		

1 制度の概要

○小規模企業共済勘定の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「機構法」という。)第15条の規定に基づき、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)の規定による小規模企業共済事業を行っている。

そして、機構は、機構法第18条等の規定に基づき、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととされており、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第17条の規定に基づき、小規模企業共済事業の業務については、小規模企業共済勘定を設けて整理しなければならないこととされている。さらに、同条の規定に基づき、小規模企業共済勘定は、給付経理、融資経理及び小規模共済業務等経理の三つの経理単位に区分しなければならないこととされており、このうち、小規模企業共済事業の業務に関する取引を経理する給付経理とその他の取引等を経理する小規模共済業務等経理については、省令第21条第1項の規定に基づき、小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされている。

機構の小規模企業共済勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、国から運営費交付金が交付されており、小規模共済業務等経理にのみ充てられている。しかし、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入とその運用益で賄うこととしており、給付経理において欠損が生じたとしても、運営費交付金は充てないこととしている。

○運営費交付金の会計処理

機構の小規模企業共済勘定が平成16年度から20年度までの第1期中期目標期間に交付を受けた運営費交

付金の額は、計221 億7434 万余円となっている。

運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準(平成12 年2 月独立行政法人会計基準研究会策定)に基づき、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務で整理することとされている。そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44 条第1 項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2 項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1 項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。また、この利益及び損失の処理は、勘定ごとに行われることになっている。

## ○国庫納付の概要

機構は、機構法第19 条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から経済産業大臣の承認を受けて次の中期目標期間に繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

また、22 年の通則法の改正により、各独立行政法人は、中期目標期間の途中であっても、同法第8 条の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46 条の2 の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務が適切に取り扱われているか、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の小規模企業共済勘定に対して第1 期中期目標期間中に交付された運営費交付金を対象として、機構本部において、財務諸表、運営費交付金の使途及び会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、20 年度末に第1 期中期目標期間の終了を迎えたことから、小規模企業共済勘定のうち小規模共済業務等経理において、運営費交付金として交付を受けたものの業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務8307 万余円について、精算のための収益化を行っていた。

一方、同勘定のうち給付経理において当該精算収益化額を上回る3151 億4353 万余円の損失が生じていたため、期末処理を行った結果、同勘定としては、3147 億1104 万余円の当期総損失を計上することになった。このため、上記

の精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は、前記の機構法第19条の規定による国庫納付ができないことになっていた。

そして、機構においては、前記のとおり、省令により小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされ、また、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入とその運用益で賄うことにしていて、運営費交付金を給付経理で発生した欠損の補に充てることはできないこととなっていることから、上記の精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は使用されることなく、その全額が機構内部に留保されている状況になっていた。

このように、精算収益化額に相当する額の資金を機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行わないまま機構内部に留保している事態は適切とは認められず、前記の通則法改正の趣旨を踏まえて国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、精算収益化額に相当する額の資金を小規模企業共済勘定における業務に充てることができないにもかかわらず、これを機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行っていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金8307万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

## ○決算検査報告(平成 23 年 11 月会計検査院)(抜粋)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

科	目	⇒	現金及び預金
部	局	等	⇒ 独立行政法人海洋研究開発機構本部
不要財産の概要		⇒	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成23年3 月末現在の現金及び預金の額		⇒	87 億9317 万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額		⇒	18 億3827 万円

### 1 会計処理等の概要

「ちきゅう」建造経費の建設仮勘定への計上

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人海洋研究開発機構法(平成15年法律第95号。以下「機構法」という。)に基づき、平成16年4月1日に解散した認可法人の海洋科学技術センター(以下「センター」という。)の権利及び義務について、国が承継する資産を除いて承継するなどして設立された。そして、機構は、深海底の地層を掘削する設備を搭載した地球深部探査船「ちきゅう」を使用して、「科学技術基本計画(第3 期(平成18年度~22年度))」(平成18年3月閣議決定)において国家基幹技術として位置付けられた「海洋地球観測探査システム」の開発等を行っている。この「ちきゅう」は、13年4月に建造が開始され、センターの権利及び義務を機構が承継した後の17年7月に完成している。

「ちきゅう」の建造に係る経費は、センター時代においては、13年度までに国から出資された346億6019万余円並びに14、15両年度に交付された海洋科学技術センター船舶建造費補助金計203億8207万余円及び海洋科学技術センター研究費補助金計11億1099万余円の合計561億5326万余円により賄われており、これらの建造経費は貸借対照表の資産の部において建設仮勘定として計上されていた。

そして、前記のとおり、16年4月1日にセンターが解散して機構が独立行政法人として設立されたことに伴い、機構は、上記の建設仮勘定について、独立行政法人海洋研究開発機構資産評価委員会の評価を受けて上記の561億5326万余円で承継しており、これに対応する開始貸借対照表の資本及び負債の部における表示項目及び計上額は、政府出資金357億7119万余円及び建設仮勘定資産見返施設費203億8207万余円となっていた。

その後、「ちきゅう」が完成するまでの間、機構は、16、17 両年度に交付された独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金計32億2035万余円と独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金のうち「ちきゅう」の建造経費に充てた計1億6760万余円を上記の建設仮勘定に追加して計上していた。そして、「ちきゅう」が完成した時点では、「ちきゅう」の建造に係る経費として建設仮勘定に計上されていた額の内訳は表のとおりとなっており、合計595億4123万余円が計上されていた。

表「ちきゅう」の建造に係る経費として建設仮勘定に計上されていた額の内訳

(平成 17 年 7 月「ちきゅう」完成時点)

(単位:千円)

項目		金額
独立行政法人 移行前に交付 等を受けたもの	海洋科学技術センター出資金	34,660,197
	海洋科学技術センター船舶建造費補助金	20,382,071
	海洋科学技術センター研究費補助金	1,110,999
	小計	56,153,267

独立行政法人 移行後に交付 を受けたもの	独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金	3,220,357
	独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金	167,608
	小計	3,387,966
計		59,541,233

(1) 各年度の積立金の算定

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項の規定に基づき、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項により、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

(2) 中期目標期間の終了に伴う国庫納付額の算定

機構は、機構法第18条第1項及び第3項の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けて繰り越す額(以下「次期中期繰越積立金」という。)を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

そして、各独立行政法人は、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)第6条第1項の規定に基づき、上記残余の額があるときは国庫納付すべき金額(以下、当該国庫納付すべき金額を「国庫納付金」という。)の計算書に、中期目標期間の最終年度の貸借対照表、損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、主務大臣に提出しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付の概要

各独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の第1期中期目標期間(16年度から20年度まで)に係る積立金等を対象として、機構本部において、財務諸表、会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、第1期中期目標期間の最終年度(20年度)において、前記の積立金の整理を行った結果、積立金を8億2743万余円と算出していた。そして、この積立金8億2743万余円から、次期中期繰越積立金6億7695万余円を控除してなお残余が1億5047万余円あったことから、文部科学大臣に国庫納付金の計算書を提出して、同額を21年7月に国庫納付していた。

上記の計算書に添付された国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類をみたところ、機構は、国庫納付金の計算に当たり、第1期中期目標期間中に還付された消費税額と納付した消費税額との差額19億8730万余円等の現金の裏付けのある利益を計上する一方、同期間中のキャッシュ・フローを伴わない費用18億3827万余円を損失として計上していた。

この損失のうち16億0763万余円は、「ちきゅう」完成時の17年度に、政府出資見合いとして承継した建設仮勘定を船舶等の本勘定に振り替える際に生ずるなどした費用によるものであった。すなわち、この費用は、機構が、「ちきゅう」の完成時において建設仮勘定に計上していた額を資産と費用とに区分して振り替える処理を行うこととしていたことから、17年7月の完成を機に、地層を掘削して試料を採取するシステムの開発の委託に係る経費等16億0763万余円を、建設仮勘定から委託費等に振り替えたことにより生じたものである。

また、このほかに、政府出資見合いとして承継した前払費用等の資産を費用に振り替える処理をしたことなどにより生じたキャッシュ・フローを伴わない費用計2億3063万余円を損失として計上していた。

このように、キャッシュ・フローを伴わない費用による損失によって、現金の裏付けのある利益が含まれる積立金の額が減少し、結果として、18億3827万余円が第1期中期目標期間終了後に国庫納付されることなく、法人内部に定期預金等の形で留保されることになっていた。そして、この留保されることとなった資金は、第2期中期目標期間に係る中期計画において今後の使用に係る計画が定められていないことなどから、当該中期目標期間において実施する業務の財源として使用することは適切でないものと認められた。

したがって、当該キャッシュ・フローを伴わない費用に相当する額の資金は、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないものと認められるのに、法人内部に留保されている事態は適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる政府出資等に係る不要財産を、遅滞なく、国庫納付することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、文部科学大臣に対して、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、前記の法人内部に留保されることとなっている資金18億3827万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

(抜粋)

独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点

**3 不要財産の判定の視点**

独立行政法人の保有する資産が不要財産となっているかどうかについては、その資産の種類や、どのように利活用されることを想定して取得されたものかなど、個別の事情に照らして個々に判断すべきものである。

しかしながら、独法通則法では、不要財産は「速やかに納付する」義務を各独法に課しているのであるから、各独法・主務官庁は、既に不要となっているにも拘らず、独法内に留保されるような資産がないよう、不断に保有資産の状態を確認する必要がある。

このため、例えば、保有資産が以下のような状態となっている場合には、当該資産を「不要財産」として国庫納付等するとの視点に立って、その可否を検討することが望まれる。なお、以下に掲げる場合以外のケースであっても、保有資産が「不要」と認められる場合には、速やかに国庫納付等することが求められることは言うまでもない。

3. 運営費交付金

①～③ (略)

④ 中期目標期間終了時に精算収益化(注)された額のうち国庫納付されなかった額(目的積立金を除く。)について、例えば、省令等で運営費交付金が充てられないこととなっている経理での欠損金見合いとして留保されている場合といった、実質的に当該額を留保する必要が認められない場合

(注) 精算収益化：独法会計基準に基づき、運営費交付金債務残高について、中期目標期間終了時の期末処理で収益に振り替える会計処理

※ 上記の方針については、今後、行政刷新会議における検討状況、会計検査院による検査結果及び改正通則法に基づく不要財産の国庫納付等の実施状況も踏まえつつ、随時見直しを行うこととしている。



(案)

## 自然災害等に関するリスク対策に関するアンケート調査(骨子)

### 1 調査目的

独立行政法人の業務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業。

昨年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、こうした独立行政法人として確実に実施されるべき業務について、適切に実施していなかったため国民生活への悪影響を拡大する結果となり、組織風土も含めた抜本的な見直しを求められる結果となった法人があった一方、施設・設備の被災により業務の中断を余儀なくされた法人も発生。

このため、各独立行政法人においては、常日頃から、与えられたミッションを確実に実施していくことはもちろんのこと、こうした自然災害を始めとした様々なリスクを想定し、その備えを講じておくことが重要。

本調査は、自然災害等に関するリスクへの対応に関し、役職員のイニシアティブ等についての評価を行う上での参考情報を得るとともに、各法人における積極的な取組を促進するため、各独立行政法人等におけるリスク対策の実施状況を把握し、顕著な取組事例を収集・整理の上、情報提供するもの。

### 2 調査の内容

#### (1) 調査事項

① 地震、津波、原子力事故に起因するリスクへの備えとして、法令や国等からの指示・要請に基づくもの以外に、法人独自の判断で、どのような対策を講じているか。

また、今回の東日本大震災の発生により、どのような教訓を得、こうした対策をどのように見直し、あるいは見直す予定なのか。

② ①以外の災害等に起因するリスクへの備えとして、法令や国等からの指示・要請に基づくもの以外に、法人独自の判断で、どのようなリスクを想定し、どのような対策を講じているか。

#### (注) リスクの範囲

地震、津波、水害、台風、雪害、落雷等の自然災害のほか、原子力事故、テロ、パンデミック等の外的要因に起因する、法人における人命・財産の損失・被害や業務継続の困難化、あるいは研究業務等のために使用・管理する危険物等(毒・劇物や放射性物質、病原体、実験動物等)の紛失・流失等の事故・事件

(2) 調査対象： 全法人

(3) 調査時期： 平成24年6月～8月(予定)